

南魚沼市の令和３年度決算に基づく健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて９月定例議会に報告しましたので公表します。算定の結果、下記の通りいずれの指標についても早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っています。

【健全化判断比率】

(単位：％)

健全化判断比率	令和３年度決算 に基づく比率	早期健全化 基準	財政再生 基準	説 明
実質赤字比率 (一般会計等を対象とした実質赤字の標準 財政規模に対する比率)	—	12.46	20.00	黒字か赤字かを判断する指標で、収入に対する年間赤字の割合を示した数値
連結実質赤字比率 (全会計を対象とした実質赤字の標準財政 規模に対する比率)	—	17.46	30.00	実質赤字比率を特別会計・企業会計を含めた全会計に適用した数値
実質公債費比率 (一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の 標準財政規模に対する比率)	11.7	25.0	35.0	収入に対する年間の借金返済額の割合を示した数値
将来負担比率 (一般会計等が将来負担すべき実質的な負 債の標準財政規模に対する比率)	31.6	350.0		一般会計などが将来にわたって負担する負債が、収入の何年分に相当するかを示した数値

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。

※標準財政規模：地方公共団体において標準的に収入される一般財源の規模を示します。概ね普通税、地方譲与税、普通地方交付税の合算額。

【資金不足比率】 …… 資金の不足額の事業規模に対する比率です。

(単位：％)

会 計 名	令和3年度決算に基づく比率	経営健全化基準	備 考
水 道 事 業 会 計	—	20.0	
病 院 事 業 会 計	—	20.0	
下 水 道 特 別 会 計	—	20.0	

※資金不足のない会計については「—」で表示しています。

■早期健全化団体、再生団体について

健全化判断比率については、一つでも早期健全化基準を超えれば早期健全化団体に、財政再生基準を超えれば再生団体となります。早期健全化基準を超えた場合、財政健全化計画を策定し自主的な改善努力により財政健全化に取り組むこととなります。また、公営企業の場合は、経営健全化基準を超えた場合、経営健全化計画を策定し経営の健全化に取り組むこととなります。さらに比率が悪化し、財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組むこととなります。